

2010年(平成22年)10月6日 水曜日

# 宮崎日日新聞

私は

まきの法律家



<10>

会社倒産や病気などで職を失ったときに生活の維持や立て直しを支援するものとして、雇用保険給付や生活福祉資金貸付制度がありますが、それを利用できないときや利用できるでも最低限度の生活が維持できない場合、生活保護による支援を求めることができます。

生活保護とは、憲法第25条1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との理念に基づいて、国民の最低限度の生活を保障し自立を助けようとすることを目的とした制度です。保護の種類として、生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助があり、その人の生活に依り、必要となる保護が行われます。

## 自立助ける生活保護

### 貧困問題

とあるので、最低限度の生活とはどのようなものか。これは国が地域の生活事情を参考に

宮崎市では、住宅費を含め50歳の单身世帯で10万4千円ほど、小学生2人いる母子世帯で20万2千円ほどになります。世帯の収入と比較して、収入が最低生活費に満たなければ差額が保護費として

支給を求めることができるとされています。なお、保護を受ける場合市町村の窓口で申請しなければなりません。住居がない場合でも申請を知らされることはありません(厚労省通知)。

生活保護の支給要件として、家や自動車、エアコンの保有について話題になることがあります。持ち家は住宅ローン付きのものや財産価値が著しく高いものを除いて、その保有が認められる場合があります。自動車は、自動車以外の通勤手段がない場合や障害者の通院治療など社会的に適当と認められるとき、エアコンは、体調や病状コントロールのため利用する場合や住んでいる地域の一般世帯と均衡を失わない状況であれば、その保有を認められる場合があります。なお、今年の猛暑を受け、政府が生活保護の「夏期加算制度」を検討しています。

(県司法書士会)